

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は5人でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会いたします。</p> <p>なお、松田委員から欠席届が提出されております。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、幾つかのその他案件もございますので、できるだけ簡潔にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>議題の(1)議会運営申し送り事項等につきましては、本年5月15日開催の議会運営委員会において、地震や水害等の大規模災害時、新型コロナのような感染症発生時、育児や介護等の必要時の3つのテーマごとにご議論いただきましたが、合意点を見いだすところには至りませんでした。</p> <p>改めて、非常時における議会对応について、本年11月までにどのような結論を出すかという整理も必要になってくるとは考えておりますが、これまでの議会運営委員会での議論も踏まえ、この際、ご発言しておきたい内容等ございましたらご発言いただきたいと思っております。何かご意見等ございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>論点整理をしていかないと発言できない。何について、どういう観点から発言するのか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>5月15日の議会運営委員会において、3つのテーマごとにご議論いただきましたが、結論から言うと、先ほど言いましたように、一致点を見いだすことができなかったということで終わっているわけです。だから、そのことを踏まえて、例えばこの点についてさらに合意ができるのではないかとか、この点を深めていってはどうかとか、そういう、それぞれの委員の思いをまずは出していただかないと、前回はそういう整理をしないまま終わっておりますので、そういうことでご意見を求めた次第であります。いかがでしょうか。</p> <p>谷川さん。</p>

谷川委員	オンライン会議については否定するものではございませんけれども、市議会においてもまだ未実施という状況で、組合で先行することはちょっと時期尚早かなと。前もちょっとそういう形のものだと思うんですけども、私もそのように思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	理由をお答えください。
宮嶋委員長	谷川さん。
谷川委員	理由は今言うたとおりの、オンライン会議は認めていると、あかんとやうてませんけれども、今の時点においては、うちの市議会自体もそこまで進んでおりませんので、全体的なあれとしてできないということを行っているだけです。意見ですからね。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	それは5月の段階でも、その前もお聞きしました、その話は。その後、木津川市議会はどこまで検討が進んでいるんですか。 その後、木津川市議会として、要するに、未実施だからここは必要ないというのがあなたの言い方でいいんですよね。 ということは、しかし必要性は認めておられるわけだから、災害時の対応を議会はどう対応するかというのは認めているわけだから、そうしたら、あなたの今の発言からいったら、木津川市議会さんがこの間どこまで話が進んでいるんですか、到達点を教えてください。
宮嶋委員長	谷川さん。
谷川委員	今後に向けて、市議会も前向きに進んでいこうという考え方を出示しております。
宮嶋委員長	佐々木さん。

佐々木 副委員長	ですから、現在の到達点を教えてください。どういう論点が整理されて、いつまでに何をしようと思っているのか。
宮嶋委員長	谷川さん。
谷川委員	そこまでの動きはまだしておりませんが、議会としても進めていかねばならないと。市議会ですよ、この委員会ではなくてね。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	それは、市議会として合意事項になって、これから前向きに検討するということは確認事項でいいんですね。担当部署も決まっているんやね、何とか委員会とか。 今、谷川さんが言ったことは、市議会全体の総意であって、具体的な推進機構も決まっていると理解してよろしいですか。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	具体的な推進機構も決まっていないですし、オンライン会議について話し合ったこともないというのが今の現状です。
佐々木 副委員長	だから委員長、ちょっと整理してくださいよ。事実に基づいて議論しましょう。
宮嶋委員長	私の聞いていること、谷川さんが言われたこととの関係で言うと、例えば、市議会の議会運営委員会が今年度の研修先に、委員会でのオンライン会議を実施したまちへ研修に行くというようなことを聞いているんですが、私、ちょっと議運メンバーじゃないので、詳しいことが分からないんですが、その点はどうでしょうか。研修先で、議運のね。谷川さんは議運委員ですよ。
谷川委員	議運委員です。
宮嶋委員長	ですよ。議運の研修先で、そういう委員会でオンライン会議を行ったまちを視察して、将来というのか、委員会条例の改正なんかも視

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>野に入れるというか、やるか、やらへんかというのは今後の話やろうけれども、そういうことも視野に入れながら、今年度の研修先にそういう実施自治体を視察に行くというのは聞いているんですけども、それでよろしいですかね。 大角さん。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>私も議運のメンバーなので、そういう先進地のほうに研修に行って勉強していこうというふうなことを聞いておりますので、オンラインについてやっていこうと、もう実施しているところを見るというふう聞いています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは行ってもらったらいいんですけども、私が指摘しているのは、大体どこの議会もそうだと思うけれども、先進視察というのは、自分たちが今検討していることを確認しに行くんですよ、普通は。だって、視察先を決める場合にどこでもいい話じゃないじゃないですか。今自分たちが検討してること、議員だけじゃないですよ、市や町の一般施策もそうだけれども、議会として課題とと思っていること、これは今問題だからこういうふうに進めばいいねと思っているけれども、そういう先進事例を、自分たちがこういうイメージを描いているのを実際先進でやっているところはどうかかなというのを確認しに行くのが普通、先進地視察なんですよ。まさかと思うけれども、何も考えずに行くということはありません、ありませんよ、そんな研修は。問題意識を持っていくんですよ、通常の研修はね。 だとしたら、今お聞きしたいのは、今市議会の中で、この問題についてどういうふうな議論を、どういう方向へ議論を進めようと思っているのか、想定されるルールというか、想定される事態というのを想定した上で、じゃ、木津川市議会さんはこういうルールをつくらうと思っているけれども、先進地に行って、ああ、これでよかったんやとか、実際に考えたことと若干違ったよと、先進地ではいろいろと起きているけれども、ちょっと補足しなあかんねというような状態で、こちらはまた修正していくのが研修を得た後の話なんですよ。 今お聞きしたいのは、まだ今は研修は実施されていないので、市議会として非常時対応、別にオンライン会議だけじゃないです、非常時対応に関してどこまで議運の中で進んでいて、その到達点が分からなかったら、今日議論しようがないんですよ。空回りするから、変なこと言っちゃって。要するに、何に引っかかっているのか、もっと言えば、木津川市議会の中でどういう点がネックになって進んでいかないのか、そこの論点を出してもらったら話ができるんでね。要は到達点、悩みというか、いろいろ迷っていることがあれば、ちょっと出し</p>

佐々木 副委員長 つづき	てもらったほうがありがたいと思います。 だって、議運で検討しているんでしょう。
宮嶋委員長	大角さん。
大角副議長	それを導入するかどうかというところも含めながら、どういう課題があるかとか、想定できる部分はあるかと思うんですけども、今すぐやるものなのかどうかという部分では、まだまだ時期尚早という結論が出ているところで、佐々木さんの聞きたいところは、そういう形ができていう話をして、そうしないと進まないという議論、話をされていましてよね。到達点はどこなのかとかという話も出ましたよね、今。
佐々木 副委員長	研修に行くんだから当然だよね。
宮嶋委員長	ちょっと佐々木さん、発言を控えてください。 いいですか、大角さん、それで。
大角副議長	はい、いいです。
宮嶋委員長	じゃ、谷口さん。
谷口委員	今、大角さんが言われたこととかもあるんですが、議運で今度新たに研修に行かれると。その視察先がオンライン会議などを行っているところだということを今、私、初めて知ったんですけども、今年の1月22日、23日と視察に議運から行かれていまして、愛知県の知立市と半田市ですよね。そこでオンライン会議とか、委員会開催についてこういうふうに取り組んだとかそういうのも、もう既に研修をされているので、なぜもう一度行かれるのかなというところは、ちょっと木津川市議会の中の話ですけども、だから、もう既に一度は議運でオンライン会議について学んではいられるので、その話をもっと進めていってもいいんじゃないかなというふうには思いますけれども、どうなってますかね、それは。
宮嶋委員長	ただ、それは木津川市議会の話なんですけど。

<p>谷口委員</p>	<p>ああ、そうですね、確かに。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。市議会の中での議論ということにさせていただいて、この場ではちょっと。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ただね、木津川市議会の中の議論とおっしゃるけれども、今日の委員会の中で出てきたのが、それが気になっているんですよ。要するに、この議運でこのことを前に進めない理由が、木津川市議会でも未検討、未実施だからになっているんですよ。</p> <p>でも、ここの議会って、本来木津川市議会の所有物でも何でもないわけですね。別組織ですよ。もちろん構成市町の議会の動きを参考にしながら、ここの運営をしていこうという話はあると思うんですけども、うちらがやっていないからやっちゃ駄目という話は絶対成立しない、それは。</p> <p>それと、もう知ってるかもしれないけども、私、公開請求させてもらったけれども、今、谷口さんがおっしゃったような今年の1月にやられた議運の研修、報告書を見ました。結論がないんですよ、残念ながら。ほんまにないかと思ってもう一遍公開請求しました。文書不存なんですよ。出してもらったデータ、資料というのは、簡単に言えば、知立と半田かな。現地に行かれるときに、現地のやり取りは載っているんです。どんなテーマについて、どんなやり取りをしたかというのは載っています。私ら、精華だけじゃないと思うんですけども、大体、大半の議会はそうしていると思うんですけども、通常研修が終わって来て帰ってきた後に、参加した皆さんで、委員会なら委員会の皆さんで話し合っ、研修のまとめをするんです、普通。その前提で全参加者からレポートもらいます。行った、今回は議運なら議運メンバーの全員からレポートをもらって、そのレポートを見ながら、みんな共有しながら、全員のレポートを共有しながら、じゃ委員会としてどういうふうにまとめていこうというのは全員で相談をします。もちろん委員長が責任者だけれども、その場合は。</p> <p>だから、個々の委員さん、参加した委員、もちろん現地でのやり取りはあります。その上で、個々の委員さんが感じたことを出してもらった上で、委員会としてこういう課題があるねと。こういうことを学んだねと。これについて精華町なら精華町議会で検討していきたいねということを委員会意見として議長に報告しているんですよ。それが当たり前だったので、もちろん木津川市議会さんもやっていると思って情報公開請求したら、ないんですね。参加者のレポがなかった。しかも、まとめもなかった。だから、さっき谷口さんがおっしゃられたように、せつかく1月に行っておられるのに、その成果がまとめられていないんですよ。通常は、その先進地へ行った場合には、じゃ、うちところは、もちろん木津川市議会と比較して、ここは取り入れられ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ると、ここはちょっと今無理だなと。自分らが考えてきたことについては、やっぱりこれはちょっと合わないな、先進地から見たらおかしいなということを検討した上で次のレベルに行くんですね。</p> <p>だから、さっきからお聞きしているんです。どこまで議運の中で議論が進行しているんですかと。今、7月ですよ。1月の実施から半年たっているんですよ、今、1月から。まさかないと思うけれども、6か月間何の検討もしていなかったということはないんでしょう。ないと思うけれども、そんなことは。だから、少なくとも1月の研修から今日までの6か月間に何をしたんですかとお聞きしているんです。</p> <p>率直に言ってください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、議会運営委員会の議論のことと、今、先ほど谷川さんが言われたのは、市議会全体がそういう方向で今動いていない中で、ここに出てくる議員は2年でまた交代しますので、だから、市議会の全員の合意の下に進めないといけない、そのことは繰り返し言われてきたと思うんです。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>市議会はね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、その点での環境施設組合議会が先行して、市議会で確認されていないことを決められないという思いも皆さんお持ちなので。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>分かります、それは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、それ以上のものではないわけですよ。</p> <p>で、佐々木さんが言われる、議会運営委員会でどんな議論をされたのか、してきているのかということについては、佐々木さんが情報公開請求されて、それ以降のものはないというのであれば、もうそれ以上のもはないじゃないですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと待って。そんなことは言ってませんよ。よろしいか。</p> <p>正確に言いますけど、請求したのは研修経過です。1月の研修の中身とその後の委員会のまとめ、さっき言ったように、参加者のレポートなり委員会の議論、まとめの議論を請求しただけです。</p> <p>だから、それは1月段階の話なんだけれども、今僕が言っているのは、通常、このことで。</p>

宮嶋委員長	<p>いや、ちょっと待って。 「精華町では」と言ってください。「通常」と言われれば、何かあれなんでね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>はい、分かりました。 精華町では、通常研修先を選ぶのは何でもよくなくて、今その委員会が問題意識を持っているところに行くんですよ。ということは、その問題意識は今後みんなで検討することが前提なんですよ、視察先に行く場合は。それが前提です。 だから、1月に行っておられるということは、その段階で1月に実施してるわけだから、恐らく視察だったらすぐは行けないから、恐らく二、三か月前にそういう問題意識があって、行き先を選定して行ったわけでしょう。それはそうですね。そしたら、去年段階から木津川市議会の議運の中では少なくともオンライン会議について問題意識があったはずなんですよ。そのことを確かめに1月に行った。そのことを受けて、行った先の成果を持って帰って、この7月の6か月間に、じゃ、学んできたことをどういうふうに具体化していくのかという作業が、精華町ではやるわけですよ。その到達点が分かれば議論できるんですよ、まだ。意見を言いやすいんだけど、それが分からなかったら、恐らく筋違いの話になるので、時間の無駄になりますから、1月から今日まで議運で問題解決、どんな検討があったのか、それをちょっとかいつまんで結構ですから、教えてください。</p>
宮嶋委員長	<p>今、佐々木さんからの質問があったんですが、谷川さんなり大角さんから何かご意見いただけますか。 大角さん。</p>
大角副議長	<p>残念ながらそこまで、研修に行きましたけれども、その後、何かアクションを起こしたかということは一切していませんし、それほど、そこまでにオンライン会議を持っていくかという議論はできなかったということです。 ですので、資料請求されて、ご覧になって何も出ていないというのはそのとおりだったと、それが証明されていることだと思います。</p>
宮嶋委員長	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>分かりました。もうそこまで、この件はそれ以上聞きません。 今、委員長から冒頭あったように、幾つか意見を言わせてもらいますけれども、大前提として、私も時々「地方議会人」だとか「ガバナンス」とか、精華町議会が公費で買ってもらっているのを読ませても</p>

佐々木
副委員長
つづき

らうんだけど、何月頃か忘れてしまったけれども、今年に入ってから、非常時における議会の在り方というのは特集記事が組まれているんですね。

そのほかの地方自治に関する大学の先生だとかいう論調を、災害時、非常時に限定する話だけでも、見てみると、やっぱり阪神淡路のときぐらいは、誰かも以前おっしゃったけれども、災害発生時というのは、行政の邪魔をしたら駄目だから、議会は黙った、当時は。簡単に言えば、そういう姿勢というのは確かにあったんですよ、阪神淡路のときのその周辺は。ただ、この十数年間、東日本大震災だとか、熊本地震だとか、直近では1月の能登半島地震ですね。こういった災害、それ以外でも水害が幾つかあるんだけど、それについては、議会は行政の邪魔をする存在じゃないよと。つまり、住民代表機関としてしっかりと被災者の声を聞いて、どんな対応をその自治体がすべきかということをしつかりと議論をする。もちろんその前提には、前も議論あったように、議員さん自身の安否確認とか安全確保、そういう問題はあるんだけど、その後、安全確認がされた後で、そういう問題は対応すべきだねというのが今の一般的常識です。議会界では、地方自治権の議会の中では常識です。

ということは、議会も非常時対応を考えなあかんということなんですよね。非常時対応の準備をしないあかんということですね。何かあった場合に準備しないあかん、これを準備しなくてもいいという議論をもしされるんだったら、申し訳ないけれども、皆さんのことを言っているわけじゃないですよ。そういうもし政治家がいるんだったら、それはそういう政治家は失格だと思うんですね、今、この瞬間に。だから、非常時にどういう対応をするのか、行政も議会もどう対応するのかが考えなあかんと。それぞれが考えては多分いると思うんですけども、その考えていることを文書化して、それをみんなで合意してもらうのがいわゆる業務継続計画、BCPと言われるものですよ。それは、行政もつくるし、一般企業もつくるし、議会もつくらなあかんという話で、中身はともかくとしてということだと思うんです。だから、少なくとも非常時に議会がどういう対応をするのか。というのは、これはもういつでもいいという話じゃなくて、やっぱり早急にやらなくてはいけない課題だというのが前提にあります。

その上で、ちょっと公開請求して気になったのが、去年の8月段階で議長からアンケートの募集が出されているわけだけでも、幾つか気になっているのだけ申し上げておきますが、1つは、この組合が規模が小さくて、いわゆる市の業務のほんの一部だから、そういうような論調があるんですよ。どうでもいいとは書いていないけれども、そう思えるような論調がありますよね。それは絶対間違いです。少なくとも、必要な業務なんです、ごみ処理というのは。自治体にとって、ほぼ必須業務なんです。その必須業務が単独自治体での実施が困難もしくはしんどいので、ほかの自治体と一緒にやるだけの話であって、少なくとも木津川市、精華町の業務なんです。ただ、それが一部の業務だから、まあそんなに重視せんでもいいんじゃないかみたい

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>な論調は絶対おかしい。そんな論調は、市長や町長、もしくはここにいらっしゃるこの組合の職員にむちゃくちゃ失礼な話ですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん、もうちょっとまとめてもらって。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>という話なんです。だから、そういう論調はぜひとも木津川市議会の中で正すようにしていただきたいと思います。</p> <p>もう一個、人数が少ないからという話もありました。8人しかいないと、議運が。これも前回申し上げたけれども、さっき申し上げた自治体議会も災害対応の中で、特に先進的には大津市議会さんが提唱しているけれども、議員は非代替性なんですよ。前も言いましたけれども、市長、町長は、仮に市長、町長が動けなくなった場合、けがしたとか入院したとかという場合には職務代理者がいます。ですから、行政は止まりません。誰かが次々と代わるわけですよ、職務代理でね。ところが私ら議員は、さっき申し上げたけがとか入院とかした場合に、代替性がないんです。誰も代われません。それが非代替性と言われる議員の性格ですよ。首長と違います。だから、議員が何かあった場合のことを決めとかなあかんのですよ。</p> <p>特に、この辺の話はちょっと怒られるかもしれないけれども、議員定数が30ぐらいあるところだったら、たとえ5人が議場に来れなくても成立します、議会は。定足数に達しているから動けるわけですよ。ところが、これ8人で5人休まれたら議会活動はできません。機能停止です。だから、定数が少なければ少ないほど、少数の議員の事故というかで機能停止になるんですよ、議会が。だから、少ない議会ほど、何かあった場合に代替手段を考えておかないと活動ができなくなるという危険性があるから言ってるんです。これも去年の8月のアンケートでは誤解されている議員さんがいらっしゃいます。少ない議員だからというのを理由にされている。少ないから余計駄目なんです。</p> <p>だから、そういうことも含めてぜひとも、別に時期はいつかという話はあるけれども、木津川市議会のほうにも絶対これは避けて通れる話じゃないので、議会の非常時対応というのは、それは前に進めていただくように、この議会は年に何回もやるわけじゃないから、できれば11月、遅くても来年2月の定例会ぐらいにはやっておかないと、ほんまに1月に能登半島地震があったけれども、東南海だっていつ起こるか分からないですよ。起こったときにルール決まっていなかったら動きようがない。もしくは、さっき申し上げたように、オンライン会議で、もし制度ができていれば、ここに来れない場合だって、家からもしくはどこかから参加するのって、その他の委員会としてできるじゃないですか。意見交換はできるんですよ。今だったら、ここに来なかったらできないですね。ここに来れない人は意見を言う権利というか、チャンスもないとなるわけですね。だから、その辺も含めて、</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ぜひともこれは前向きに話を進めておかないと機能停止に陥る。 何遍も言いますが、機能停止に陥った場合に、これまでの、従来の、さっき言った行政の邪魔をしたらあかんと考えていた時代の議会の考え方は専決処分委任ですよ。つまり、議会の権限、責務を放棄して、全部行政に決めてもらうという方法を取っていたわけですね。その批判を今受けています。議会は不要不急の機関じゃないから、ちゃんと専決はできるだけ少なくして、必要な審議をすべきだと。特に工事の予算についてはすべきだというようなことを言われているわけですから、そういう事も含めて、ここに来れない場合でも、できるだけ一人でも多くの議員さんが参加をして、意見交換なり方針決定ができるような状態を早急につくる必要があります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ご意見ありますか。 今日はほかにも案件が幾つかあって、この非常時における対応については一致点が見いだせなかったもので、一旦保留して後に回すという方法。今何が論点なのかというのはもう少し整理しなあかんで、オンライン会議ということではなくて、佐々木さんが言ったようなBCP、何か起こったときにどんな対応をするのかという文書化みたいなものしておくことは可能かというふうには思うんですけども、何をどうするかというまだ合意がないものですから、ちょっと一旦この議論は後に回して、まだ残っている案件が幾つかありますので、それを先にした上で、11月が一つのめどですし、11月、2月までには結論を出さないと、ここにいるメンバー全員が改選になってしまいますのでと思っておるんです。それでよろしいですか。一旦置いておいて、あとの残っている議題というか案件を先にやるという。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>順番が変わるのは別にいいんです。ただし、その場合、今日も意見が出ないのは、ある意味、その論点整理がされていなかったですよ。前回の議論で何が課題になっているかが整理されていないから意見が言いにくいというのがあるわけで、それがされれば次回の議運まで、この会議までにそれぞれ考えて来れるわけですね、論点整理されれば。そういうことも含めて、ぜひとも論点整理は要ると思うんです。それをみんなで共有しとかなあかんと思っています。 もう一個は、ちょっと言い方が悪いけれども、木津川市議会がやっていないから、うちはやらないというのは、それは理屈にならないですから。それに関して、それはやめてほしい。組合議会は木津川市議会の従属部ではありません、それは。もしそれを言い続けるんだったら、早急に動いてください、木津川の議運で。そちらもせずに、うちができないから、おまえのところも駄目だという理屈はあまりにも乱暴過ぎます。なので、その辺がちゃんと約束できるのであれば、後回しにするのは別に異論はないです。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。</p> <p>それで論点整理ということですが、今、我々が3つ。1つは大規模災害になる場合、それから、コロナのような感染の場合、それから、育児、介護など、それぞれの事情に応じて出席できない場合というふうになるんですが、大規模災害におけるこの業務はごみ処理ですから、ごみ処理についてはそれぞれ市町でも、大規模災害時におけるごみ処理計画があるかと思えます。だから、それがどういうふうになって、議会としてどういう対応をしなあかんのかとか。</p> <p>それから、ここの清掃センターを運営しているセンターとして、大規模災害が起こったときにどんなふうにするかとされているのか、そういう計画みたいなもの、計画というか、実際あるようでしたらちょっと紹介をいただいて、何を論議するのかというのをちょっと整理しておきたいんですけども、もしそれができようでしたら。</p> <p>じゃ、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>それでは、まず初めに、大規模災害時における廃棄物の処理計画につきましては、京都府、木津川市、精華町ともに策定をしておりますので、それについて、まずご説明をさせていただきます。</p> <p>資料がございますので、配付します。</p> <p>それでは、京都府、木津川市並びに精華町が策定しております災害廃棄物処理計画につきまして、当組合に関連する項目を中心に説明のほうをさせていただきます。</p> <p>京都府や市町の計画におきまして、対象とする廃棄物は、地域住民が自宅内にある被災したものを片づける際に排出される片づけごみと、損壊建物の解体・撤去などに伴い排出される解体廃棄物はもとより、被災者等から発生する避難所ごみや通常的生活ごみなども含めた計画を策定しておられます。</p> <p>これらの廃棄物につきましては、一般廃棄物に位置づけられることから、市町が統括的な処理責任を有することになりますので、災害廃棄物の処理に係る組織体制や各主体の業務分担などがそれぞれの計画において定められております。</p> <p>また、大規模災害時に大量に排出される粗大ごみや瓦礫など、災害廃棄物につきましては、市町の計画とともに、基本的には仮置場を設置し、地域住民に分別区分に基づいて直接搬入していただいた後に、平時の委託先や専門業者などに委託するなどして再資源化や処分、引渡しをする内容という形になってございます。</p> <p>一方で、通常可燃ごみとして収集している家庭ごみや避難所ごみにつきましては、市町が収集し、環境の森センター・きづがわに搬入されることとなりますが、衛生面などに支障のあるごみが優先的に当施設に搬入される計画というふうになってございます。</p> <p>また、仮置場に搬入された可燃物につきましても環境の森センター・きづがわでの焼却とされていますが、本施設の処理能力を超えた廃棄物が発生すると市町が判断した場合には、市町が中心となって、</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>他の市町村をはじめ民間事業者などに協力・支援を要請されるなど、処理先の確保に努められ、市町による処理先の確保が困難な場合は、京都府や国に支援を要請する計画となっております。</p> <p>また、大規模災害時には、膨大な事務も想定される中、市町の施設などの被災や、職員数にも限りがあることから、市町単独での対応や処理などが困難な場合は、京都府に対し、廃棄物処理そのものをそれぞれの手続を経て委託することも計画には組み込まれております。</p> <p>よって、当施設の役割といたしましては、施設の被災状況などを確認し、当施設での処理可能量などを市町と情報共有すること、施設が被災したケースにおいては速やかな復旧を目指すことや、復旧見込みなどの情報を市町と共有すること、処理能力の範囲内のごみ処理を適正かつ迅速に進めていくものというふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、大規模災害が起こったときのごみ処理計画についてご説明をいただきました。</p> <p>何かご質問はありますか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>この計画というのはいつ作られたものなんですか、まず。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>木津川市が令和6年3月、精華町が令和5年3月、京都府が平成31年3月の策定となっております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今年の能登半島地震については反映されていると理解してよろしいのでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>私が知る範囲では、反映されていないものというふうに認識しております。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>今説明いただいたこれは、全体的な一般論としてそれはそれでいいと思う、別に否定する気はないんだけど、今ここで議論する、もっとテーマがどういうことかという、想定外の、これは一応想定しての話なんだけど、この間想定外が起こった場合、もうちょっと具体的に言えば、例えば、この付近が何らかの災害で被災した場合に、ここの職員の安否確認をどうするのか。例えば、この施設が一部もしくは全部が損壊して処理ができなくなった場合はどうするのか。</p> <p>ここの立地条件から言えば、木津川に隣接をしていて、しかも、ここに到達する道は1本しかないですよ、今のところ。仮にこの前の府道が損壊した場合、例えば能登みたいに地震で隆起しちゃって、車が走れないという状態が起こるといようなことはないわけじゃない。または、大雨で堤防が掘削されるということがないわけじゃない。施設は大丈夫だけれども、そこへの搬入ができなくなるような、または搬入のペースが落ちるような場合どうするのかとか、それがいわゆるBCPなんですよ。いかにこの業務を継続させるかという観点で、決まり事というか、どう対応するかというのを決めておかなきゃならないわけですね。だから、今おっしゃった一般論として府も木津川市さんも精華町もこういう方針にするんですよというのはそのとおりでいいんだけど、それを具体的に、この組合はそれを具体的にどうするかというところまで考えないと動かないわけでしょう。</p> <p>さっきおっしゃったけれども、この処理能力を超える場合は、2市町でそれぞれ、そういう処理先を探すということがまず第一のルールになってくるということだけれども、今、私が申し上げたような事態になった場合は、じゃ、どっちがやるのかという話じゃないですか。そこも一緒になるか分からないけれども、つまりこの施設が使えなくなった場合、もしくはここへの搬入ができなくなった場合、その場合も木津川市、精華町はそれぞれ探すと。その場合は能力の範囲どころか、全部ほかに持っていかなきゃならない話になるわけですね、ここが使えなければ。使えればこの能力の範囲ではできるんだけど、使えなかったら、ここで処理できる能力分も含めて全部をどこかにお願いしなあかんみたいになるわけですね。</p> <p>だから、そういう部分を含めて、そういうのがBCPなんですよ。何か起こった場合に、具体的に個々の人間、個々の施設がどう動くかということ想定する。そこは議論されてるんでしょうか。</p>
宮嶋委員長	<p>大規模災害時における、そういう事務局が想定しているようなことというのは、何か今あるんですか。</p> <p>武田さん。</p>

武田 総務課長心得	例えば、佐々木副委員長からございました、この施設、道路が例えば通行できなくなったという部分でありますとか、施設が損壊した場合というのを全てこの市町の計画の中に含まれて含有されているというふうに理解をしております。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	どういう対応なんですか、具体的に。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	市町が中心となって処理先を探すという内容になってございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	その場合に、じゃ、もう一個聞きます。この施設が被災した場合に、その復旧計画というのはできているんですか。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	ちょっとあれなんですけれども、施設がどのような損壊を受けるかというのは、これは分かりませんが、間違いないのは、速やかな復旧を図る必要があるというのは、これは間違いないというふうに思いますので、損壊箇所を確認して、速やかに復旧できるように最大限努力していくということになってくるというふうに思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	一般論じゃないんですよ、今、僕が言っているのは。そのときにどうするかなんです。一般論はおっしゃるとおりです。ちょっと否定する議論でもないのです、ほぼそのとおりです。一般論では話が動かないです、非常時には。これは常識です。平時に想定していないことを非常時に絶対できません。絶対できませんよ、そんなことは。これは被

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>災されたところも言っているわけです。平時にちゃんとルールをつくっておいて、想定しておいて、どう対応するか。いろいろな事態が起こった場合はどう対応するかというのを想定しておいて、一番望ましいのは、それに従って一定期間の訓練をすとかいうことだと、連絡体制も含め訓練すとかいうことが望ましいんだけど、少なくとも想定されることはイメージしておいて、それがなかったら、平常時に準備できなかつたら非常時には絶対できません。</p> <p>というのは、この話、いろいろな被災地の方から聞いてきた教訓なんだけれども、だから、そこも含めて、別に今日そこを議論する場じゃないので、これ以上言いませんけれども、今のお話を聞いていると、この組合自身のBCPをもうちょっと綿密に決めておかないと、起こった後どうするのかがなかなか決まっていなみたいなので、当然それはここを造ったメーカーとの関係だとか、それぞれ日常的な取引がある業者さん関係とかでるわけですよ、それぞれ。今の話だと、そこは特に決まっていなというふうに聞こえるんだけど、そうであるんだしたら、それは決めておかなあかんとは思いますが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご意見でございますが、今、副委員長おっしゃっていただいたように、日々の業務に関して当然長期継続契約ということで、今、メーカーではないんですが、JVを組んだ特定企業体のほうで運転管理をいただいております。そこにこの施設の機器類に携わったメーカーが入っておりますので、そこ調整をしながら機器類の調達あるいは機材の修理、そういったものはそこと速やかに、その長期継続契約の中で、できるものはやっていくと。いわゆる緊急対応という部分でできるものはやっていくと。それを超える、今おっしゃっていただいた想定外と言われる、それを超える部分につきましては、しかるべき手続を取った中で、必要なところへ進めていくということになりますので、今、まず第一に発生した直後の対応とすれば、まずは1つ行き先は確保できているというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、大規模災害におけるそれぞれの市町の廃棄物処理計画のあらましと、ここの対応について説明をいただきましたけれども、その中で議会がどう対応するかということでありますので、議会として対応するに当たっては、何か議論しておくべきテーマみたいなものがあれば、先ほど佐々木さんは論点というふうに言われましたけれども、あれば提示いただけますでしょうか。</p> <p>次回の議運の日程はまた後で相談しますけれども、今日のこの議論で、例えば業務継続計画、BCPを議会としても持とうということで</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>あれば、その議論も必要なだけけれども、ただ、精華町には精華町議会のBCPはあるようではありますけれども、木津川市議会のほうではそういうまとまったものが今ありませんので、だから、木津川市議会のところでそれができた後ということになると、これもまだ先の話になるだけけれども、ただ、最低限度のところ、こういう事態が起こったときはこうしようというような、失礼しました。木津川市における災害発生時の対応要領というのが平成26年2月4日に制定されているようではありますけれども、ほぼ10年前のことですので、今のこの間の議論の中で言うと、もう少しこども煮詰める必要があるのかとも思いますけれども、このものを土台にして、ここの環境施設組合議会としての対応を議論するのであれば、そういうこともできるかなとは思いますが、それでまたいつものような宿題になるんですけれども、少し今日の議論を踏まえて、それぞれ考えていただいたり、また、それぞれ市町の議会のところの議論を踏まえていただいて、後で意見を出してもらって、次の議論が深まるようなものにしたいというふうに思うんですが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>何かずっと同じような話が繰り返されている気がするんですけれども、お手本になる、そういう議会BCPというのを1つ選んで、それをみんなちゃんと読んでくるようにするとか、そういうふうにしないう限り何も進まないんじゃないかなと思います。</p> <p>私、芦屋市議会のは持っていますけれども、例えばこんなんでもいいですし、どれを選ぶかということも話さないといけないんですけれども、もう指定してしまっ、これを取りあえずみんなでちゃんと読んで、そして、その上で話し合うとかいうふうにしないうと進まないと思いますけど。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>私の11月の議会のとじの中に、精華町議会の業務継続計画というのが挟まれている。これは全員にお配りいただいたんでしたっけ。</p> <p>これは全員にお配りさせてもらったと思います。</p> <p>だから、もし議論するのであれば、精華町がこういうのをお作りになっておりますので、それに基づいて環境施設組合議会、先ほど言いました木津川市での議会災害時対応の平成26年に作ったというものがありますので、それも参考に頂いて議論したらどうかなとは思いますが、どうでしょうか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっとさっきのテーマ、1点は、まず大原則として、1人今日は欠席だけれども、ここにおるメンバーが非常時対応は議会のちゃんとルールを決めておくべきだということ認識が、中身はともかくとし</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>て、そういう基本的な認識が一致できるのかどうかというのが1つありますよね。</p> <p>その上で、今、谷口さんからあったけれども、精華町のやつは、あくまでも精華町版ですから、それよりももっと優れているとかいうところもありますので、さっき紹介したように、大津市議会なんかもありますので、それは、ぜひとも見本的なものは共通認識にしたほうが良いとは思っています。</p> <p>ただし、各議会のBCPというのは、いわゆる一般市、一般町のBCPなので、全てが全てここに適用されるわけではないから、その中から使える部分を抽出するという形になると思いますが、ちょっと見本的なというか、模範と言うたらあれかな。そういう見本にすべきものというのはやっぱり情報提供したほうが良いのかなという、その認識の上に立って議論しないと、そもそも論での議論が繰り返されちゃうので、それはできるだけ避けなきゃならないとは思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>2つ意見がありまして、1つは、皆さんが一致して、そういう議会対応のものをつくろうということによって了解をいただけるのかということと、それから、お手本になるようなものと言われましたけれども、現状で言えば、精華町にある、それが存在するんですから、精華町のを土台というか参考にさせてもらうのが一番いいんじゃないですかね。またちょっとかけ離れたところのものを持ってきても議論が進まないようにも思うんですけど。</p> <p>どうでしょう、皆さん、今言いました1番目の問題はどうですかね。合意ができますか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私も前回、様々意見を述べさせていただきました。</p> <p>その中で、今回、いろいろ議論を伺っておりますと、各自治体の行政側はBCPもつくられています。そして、今議論になっているのは議会側もBCPをどうするかと。その中で、直近の精華町を参考に議論してはどうかということで、精華町は先ほど話にもありましたが、精華町の執行部方側のBCPです。それをこの一部事務組合の議会のBCPに適用するには、整合性を取るのに議論が大変だと思いますが、それを前提としながらも、やはり議論を深めるという意味合いをもってして、まず直近の精華町、つくっておられますから、これを議論にしていけばいいのではないかと。</p> <p>ほかの自治体はありますが、規模も違います。そして取り扱う事務事業も違いますので、やはり直近の、まず身近なところから議論を進めるのがいいのではないかとというふうに考えます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと確認です。今の山本さんの発言の中で「執行部」というふ</p>

宮嶋委員長 つづき	うにおっしゃいましたけれども、我々が頂いているのは精華町議会の業務継続計画ですので、議会がお作りになったものを参考にして考えましょうということです。
山本委員	はい、そのとおりです。
宮嶋委員長	それはいいんじゃないかということでしたけれども、ほかはいかがですか。よろしいですか。 特にご意見がないので、じゃ、今日は。 はい、佐々木さん。
佐々木 副委員長	先ほどから言わせてもらっていますけれども、精華町議会のBCPは、あくまでも精華町版にいろんな情報を集めてつくったものです。 もう一個、こういう議論をする場合は、ここに限ってじゃないけども、議会運営関係の議論をする場合に、決めるべきルールとか条例とか申合せだけ、細かいところを議論することが多いんです。それをやっちゃうと話が物すごくややこしくなるんです。その場合には一歩引いて、じゃ、全国はどう考えたら、さっき申し上げたように、多分「地方議会人」だと思うんだけど、今年に入ってからだと思うんだけど、特集がありますので、多分あると思います、市議会にもあると思うのでね。そんなに分厚いものじゃありません、数ページ、関連文書を読んでも15から20ページぐらいのものだから、それは目を通してもらって、こういう非常時に対する議会がどう対応すべきかという考え方を一応共通化しないと、その上で各ルールどうしようという話になるので、それを考えるのを抜いて各ルールをどうしようという話をするとう細かい議論で不一致が出てくるので、大きなところで、今の現瞬間のこの議会の在り方を、現場、実際に体験した被災地域議会だとか、または、さっき申し上げたような地方議会の、学会と言うたらちょっとあれかもしれんけれども、先生方の論調を見といた方が、それは全部100%うのみにせいというわけじゃなしに、その中でうちに合わない部分があるんだったら、それは変更すればいいだけの話なんですけれども、その後、現在どういう形となっているかというのは共通認識にしてもらったほうがいいと思うので、ぜひともそこは目を通してから議論を進めたほうがいいとは思っています。
宮嶋委員長	じゃ、佐々木さん、何月号の何なのかをちょっと後で、終わってからで結構ですので、またお知らせいただけますか。
佐々木 副委員長	はい。

<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>じゃ、そういうことで、もう一度精華町の議会BCPというもの、それから今、佐々木さんから紹介があった「地方議会人」か「ガバナンス」にある関連資料等を踏まえて議論をしたいんですが、先ほど言いましたように、次回にまたそれを頭に持ってくるか、それとも、あと残っているやつを先に進めてから、後にそれは持ってくるかというのがありまして、ちょっとそこは皆さん、ご意見いただけたらいいんですけどね。というのは、今のこの部分をどこまで到達させるのかというのが一定皆の了解のところまでいっていけば進めたらいいんですけども、まだその一致点が十分取れていない中で次の問題提起を出しているんですけども、そこでまた議論がかみ合わなかったら、また時間がかかりますので、もしよろしければ、そういうことを踏まえて、後の議題にさせてもらうということはよろしいでしょうかね。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今議論あった中でいくと、1点目の大規模災害についてはある程度一致点は見いだせたん違うかなと思います。</p> <p>ただ1点、到達点をどうするかというところの議論は必要だと思います。だから、後回しにしなくても、これだったらある程度、今回は議論が。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>はい。まとめられるんじゃないかなと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、今、山本委員から出た意見でよろしいですかね。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>別にそれでいいんですけども、去年の8月の議長アンケートから約1年経過しているわけです。</p> <p>しかも、さっき冒頭申し上げたように、当時のアンケートに回答した木津川市議会さんには幾つかの誤解があると思います。もし誤解がないんやったらもうとんでもない話だけれども、多分、誤解があるんですよ。誤解を解いて、要するに、少なくとも谷川さんがおっしゃったように、木津川市議会でも、いつするかどうかは別にしても、そういう議会の非常時対応が要るねというレベルの一致点を確認しておいてもらわないと、またそれ、さっき谷川さんがおっしゃるように、木津川市議会がなければここは駄目だという話にやられたらそれは困るので、そこのところはよろしいですよ。後戻りすることはあり得ないですね。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですかね。 じゃ、佐々木さんの疑念はないものとして進めていきましょう。 じゃ、そういうことで、次回に中身を議論しますので、少しそれぞれ勉強して来ていただくということで、よろしく願いいたします。 そうしましたら、次に、1時間ほどたちましたが、どうしましょう、一旦休憩しましょうか。 じゃ、40分まで休憩をして、議題の(2)その他以降の案件に移りたいと思いますので、40分まで休憩ということで。 (10:31)</p> <p>《暫時休憩》 (10:38)</p> <p>では、今10時38分です。再開をいたします。 次に、議題の(2)その他についてであります。 会議録の配付について、前回の議会運営委員会での協議を踏まえて事務局から提案があるとのことですので、よろしく願いをいたします。 武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>失礼いたします。 それでは、本日お手元に配付をしております資料のほうご覧いただけますようお願いいたします。 5月15日開催の議会運営委員会におきまして、事務局から会議録の配付について提案をいたしましたところ、印刷しての配付を基本としつつも、議員各位のご意向により、紙による配付を希望されない議員に対しましては配付を控えさせていただくことをご確認をいただきましたが、佐々木副委員長から、申合せなど何らかの形で明記しておくべきとのご意見がございました。 そこで、お手元に配付をしております「議会運営申し合わせ事項(改正案)」のとおり、「7 その他の議会活動」を「8 その他議会活動」とし、7に会議録について、「(1) 会議録について、印刷による配布を希望しない議員及び関係者には、配布しないものとする。」を挿入することを提案するものでございます。 以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの事務局の提案について、何かご意見ございますか。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>確認ですけど、その「配布を希望しない」という言葉は関係者にもかかるということですか。</p>

宮嶋委員長	はい、武田さん。
武田 総務課長心得	はい、関係者にもかかってまいります。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木 副委員長	関係者の範囲は。
宮嶋委員長	はい、武田さん。
武田 総務課長心得	この前、前回、佐々木副委員長から提案がありました市町の議会事務局というものを想定しております。 以上でございます。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木 副委員長	市町の議会事務局に関しては、その時々を担当者に判断が委ねられています。基本的に構成市町なんだから、その時々例えば議会事務局長とか、そこに出てる議員だとかの恣意的な判断で要る、要らないという判断をするんじゃないに、市町の議会事務局にはちゃんと構成団体としては絶対送ると。要否を聞くのは、議員はいいと思います。議員については、要る人、要らない人というものが出てくる場合、それはいいと思うんだけど、その構成団体の議会事務局は、系統的に関連資料を保管してもらわなかったら、改選後の議員さん、または活動に支障が出ますので、そこは省くべきだと思います。 以上です。
宮嶋委員長	ほか、ご意見ありますか。 特になければ、今、佐々木さんが言われました「関係者」という言葉では不十分ということですか。議会事務局には送るわけですけども。
佐々木 副委員長	いや、違う違う。

宮嶋委員長	だから、送ってほしいというか、送るべきだということでしょう。
佐々木 副委員長	そうです。
宮嶋委員長	だから「関係者」という、この言葉では不十分だということですか。
佐々木 副委員長	<p>いや、違います。いいですか。</p> <p>だから、さっきお聞きしたのは、関係者は市町の議会事務局という答弁だったので、だとしたら、この文章の解釈は、その時々木津川市の事務局なり、精華町の事務局が要らんよと言ってしまったら、その瞬間、配付先から削除されるわけですよ。これに関しては復活の規定がないので、下手すれば、例えば今の事務局長が要らんよと言ってしまって、その後、事務局長が替わったところで復活せいというルールがないから、永遠にそれは要らんよというのが続いてしまうおそれが出てくるわけですから。</p> <p>そういう懸念が一つと、もう一つ、さっき申し上げたように議会事務局というのは、事務局長が替わろうと、議員が替わろうと、一貫性を持って記録を保存する責務があると思ってますので、その時々局長とか誰かの判断で、うちはいらんという判断はすべきでない。だからもう議会事務局は必須でそれを送るというのが私は原則やと思ったので、そういうことを申し上げたんです。だから、この文章からいえば、もし関係者というのが市町の議会事務局というのであれば、「関係者」を取るべきだということです。</p>
宮嶋委員長	今の佐々木さんの意見に対して、事務局からありますか。武田さん。
武田 総務課長心得	<p>基本的に私どもが想定しておりますのは、例えば本日こういう形で認めていただいたという形になりますと、まず議員さんに対してでございますけれども、意向確認をさせていただきまして、その任期内につきましては、変更の申出がない限りその状態を続けていくということになってこようかと、また、変更の申出があった場合については変更するという形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>ご承知のとおり、会議録につきましては、インターネット上で公開をしておりますので、それをもって確認していただくことも可能かというふうに思いますし、市町の事務局がどういう判断をするかというところについて、それぞれの事務局の判断というのは重要やというふ</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>うに思いますけども、あくまでも議会運営の申合せ事項でございますので、今お話のございました、関係者に市町の議会事務局が入るということをもって、それには配付をすべきだから、そこについては希望を聞くやなくして配付をせいということを決めていただく、決定をいただくということになりましたら、「会議録について、印刷による配布を希望しない議員には、配布しないものとする」というふうに変更するというのはやぶさかではございませんし、それで決定いただければ、それになろうかというふうに思っております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今の会議録の配付の件なんですけれども、議員については今の希望を聞いてからする、しないですが、関係者というのは、どうでしょう、インターネットで公開しているから関係者にも配付する、しないの希望を聞くということですか。もしくは、インターネットで公開しているけれども、市町の関係者、つまり市町ですね、こちらにはもう配付はするという前提ですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>私ども、今提案させていただきましたのは、インターネットでも確認できるということでございます。したがって、関係者には市町の議会事務局が入っておりますので、市町の議会事務局にも配付の希望の有無を確認して、配付を希望しないということであれば省略をするという形での提案となっております。 市町の議会事務局から変更の申出がございましたら、当然変更することになるんですけども、ない限りは一度希望を聞いたならそれを継続するという形での提案になっておりますので、市町の議会事務局にも紙ベースで配付をすべきだというふうに議会運営委員会で決定をいただきましたら、今回提案させていただいてる文書の中で「及び関係者」、この関係者に市町の議会事務局が入っておりますので、それを抜いた形で確認をいただくという形になってこようかというふうに思っております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>どうでしょうか。今の説明ありました、このままでいいのか、「及び関係者」を除くのかということですが。 はい、佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと気になるのが、今の事務局の説明で気になるのが、ネット上公開をしてるからという部分なんです。でも、うちも、どこもそうだけど大体、全部かどうかは分かんないけども、一応それは正式文書じゃないですよ、ネット公開の文書は。多分どこの市町村もそうだと思うんだけど、市町村議会の会議録は永久保存文書ですよ、原則的に。5年かそこらで廃棄されるもんじゃないですね、永久保存文書なんです。この議会も同じ性格を持つものなんです、まず。だから、もちろんここの事務局が保存するのは当たり前なんですけども、それは当たり前なんですけども、それを構成する市町村についても同じものをやっぱり、今の現瞬間ですよ、現瞬間は紙媒体でやっぱり保存してもらうのが筋だと思います。</p> <p>というのは、さっき言ったように正式文書じゃないということと、残念ながら現在のネット技術、ICT技術に関して言えば、皆さんは日常的に目にするかもしれんけども、情報漏えい、改ざん、これが起こり得るわけですよ。だから、ネット上の会議録は、下手すると誰かが改ざんする可能性はゼロじゃないです。部分的に変えたり、違う文書をアップしたりできるわけでしょう、技術持ってる人がやれば。だから、そんな危なっかしい方法で担保するという話はありませんから、ちゃんとその改ざんができない状況のもの、つまり今でいったら印刷された文書、紙媒体、これはやっぱり少なくとも構成市町の議会事務局には保管はしてもらおうと。</p> <p>お互い3つが間違いないねと、多分10年前の議論もこうだったねということは3つそろって確認できるような状態にしておかないと、基本的にはそれは、何よりもその時々の方の判断であるかないかということを決めるもんじゃないですよ、会議録というのは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>どうですか。今、佐々木さんから言われている「及び関係者」を、じゃ、この際除くでいいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>はい、じゃ、事務局から提案いただきました申合せの7、会議録について、(1)のところの議員、その後の「及び関係者」の5文字は削りまして「希望しない議員には、配布しないものとする」ということで確認したいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、そうさせていただきます。</p> <p>その上で、この申合せが決まりましたので、これ以降の会議録の配付の有無を後で確認いたしますので、お帰りの際には要るか要らないかを申し出てください。それでよろしいですか。</p>

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>もう今、確認します。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今いいですか。 はい、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>それでは、ただいまご確認いただきました内容にて、議員各位の会議録の配付の意向を確認させていただきたいというふうに思います。本日欠席をされております松田委員につきましては、後刻、私のほうで確認をさせていただくということになってまいります。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、意向確認後に変更が生じた場合は、事務局に申し出ていただくことで変更させていただきましても、申出のない限り、任期内は同様の扱いという形でさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、印刷しての配付を希望される議員におかれましては、挙手のほうお願いたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>欲しい人は手を挙げてください。</p> <p>(この文からいったら逆違うのの声)</p> <p>いや、まあまあ、いいじゃないですか。それはどちらでも一緒ですから。</p> <p>(配布希望者挙手)</p> <p>じゃ、谷川さんと森田議長と佐々木さんということで3人と、あとは要らない。もし必要ならば、また事務局に言うてください。そしたら変更できますので、それでよろしいですか。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>はい。それでは、今希望されました3名の議員の皆様には、会議録作成後、速やかに印刷して配付をするという形にさせていただきます。あわせまして、市町の事務局にも併せて配付をするという形にさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>では、次に次第の3のその他についてであります。</p> <p>まず、1点目としては、議員研修について事務局から確認事項があるとのことですので、事務局、説明よろしくお願いたします。</p> <p>武田さん。</p>

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>それでは、7月24日に実施をいたします研修報告書の作成につきまして、当組合の定めでございますとか、過去の事例が確認できなかったこと、また、市町によってルールも異なるようでございますので、ご協議いただきたくお願いをするものでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>先ほどの議論の中にも佐々木さんから、精華町では研修の後こういうルールでやっているよという説明がありまして、木津川市のルールとはそここのところは違うわけで、今回、この組合議会として研修する場合、どういう研修報告書を作るか、誰が作るのかについて確認をしておきたいんですが、ご意見ありましたらお願いいたします。 はい、谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>研修して、その報告を作るというのは研修の一部だと思っております。いろんな情報を得た後で自分で整理するというので、もう一度確認するという意味がありますので、全員が研修報告を提出して互いに読み合って、最終的にまとめていくというのがいいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>全員がとにかく研修報告をまず出すということやね。その上で誰がまとめるかについては、それはここでまた決めなあかんのです。要は全員が出さなくても、まとめる人は決めなあかんわけですから、谷口さんからは今、精華町方式といいますかね、全員が報告書を書いて、そして、誰がまとめるかはちょっと後で確認をしたいと思いますが、そういうやり方でどうかということでしたが、ほかいかがですか。 はい、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>研修の欄で、研修の（１）の1行目なんですが、「多様な研修の機会を設ける」とありますが、これは前提条件として、この一部事務環境施設組合の事務事業の範囲内という意味合いでいいんですか。それを超えて多様というふうにするんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の申合せ事項の話ね。 (それは今日の議論じゃないですよねの声) それは、今ちょっとありましたけど、今日の議論ではないんですよ。今日は、この7月24日に行く研修報告についてどうするかですので、まずそこを決めていただいた上で、さらにあれば、この申合せ事項の多様とは何かという議論はちょっと後でさせていただきます。</p>

山本委員	はい、分かりました。後ですね、はい。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>精華町方式なんだけども、何やってるかというのと、一つはレポートを全員からもらうということですね。ただし、最近変わってきたのは、以前は、欄が幾つかあって、主なものだけ言うと、日時とかあるんだけど、そういうのは横に置いて、研修内容、つまりどんなことを学んだか、また、そのやり取りの結果、その当日の向こうとの質疑応答の結果、いわゆる事実として何があったかということ、これは、従来は精華町議会でもこれ全員が書いたんだけど、これについてはほぼ一緒だから、今はもう委員会研修はまず委員長が書きます。何があったか、つまりどこどこ行って、こんなことがあった、やり取りでこんな答弁、こんな質問して、こんな話があったという事実部分は、委員会研修は委員長がやっています。問題はその後、所感事項、感想の部分については全員に出してもらっています、その部分は。だから全員に出してもらって、つまり当然研修には目的があるわけだから、目的に照らして、個々の議員さんが何を感じたか、場合によっては提案がありますよね。これについては今後こういうふうにして取り組んだほうがいいんじゃないかという提案も含めて書いてもらう。その上で、それを全員共有します、情報を。つまり誰がどんな感想を出したかはみんなが見て分かる。それを見て、精華町ではその後、やってる委員会とやってない委員会がある。その後、全員からもらったレポートを基にみんなが集まって最終的な議長への報告書を作る委員会と、その作業をちょっと省略して、正副委員長にお任せして、取りあえずみんなのレポートはみんなが見た上で正副委員長が報告案を作って、これでいいかという情報共有をした上で、その段階ではもうみんなは皆さんのレポートを見てるわけだから、ああ、もうそんな大きなずれはないからこれでいいよということをしてる。</p> <p>さっき言ったように、集まってるところは、そこで決めますから、全員のレポートをみんなに見てもらった上で、どなたが行程をまとめて議長に出す研修報告を書きますよということを確認してるので、それを集まるのか、今言ったように誰かがその報告案を作って、それを回覧というか情報共有して、これでいきましょうということです。そこはちょっとどっちでもいいと思うんです。だから、さっきあったようなまとめの責任者、基本的には研修の主体、実施責任者、委員会は委員長、今回の場合、議長が書くのか分かりませんが。取りあえず名目上はうちも委員長だということにするんだけど、実質的にはそれをサポートするメンバーもいますので、そこはちょっと臨機応変にやってもらったら結構だと思いますけども、そういうことで、全員の意思を共有した中で最終的な報告書を作られるほうが今後のためにはなると思いますので、その方法がいいんじゃないかと思っています。</p>

宮嶋委員長	<p>ありがとうございます。 ほか、いかがですか。 特にないようでしたら、まずは全員が研修報告を書く、書く中身については、全員が共通してる部分は省いて、先ほど佐々木さんが言うたこの研修で何を学んだのかとか、さらにそれぞれの思いの中で突っ込んで提案的なものも含めてあれば、それを書くということで、そういう形でよろしいですか。 精華町は、研修の内容にもよりましようけども、どれぐらいの分量を出してはるんですか。</p>
佐々木副委員長	<p>ケースによるな。</p>
森田議長	<p>けど、フォーマットは一緒よね。これやったら1ページで大丈夫やし、佐々木さんやったら5ページぐらいあるし。各委員会によってもやっぱりいろんなことがあるから。</p>
宮嶋委員長	<p>分かりました。 はい、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>簡単に言えば、今回は単一テーマだから、2個、3個とテーマがあるわけじゃないので、大体単一の場合はA4の半分ぐらいですね、量としては。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、山本さん。</p>
山本委員	<p>所感ですよな。 (そうですの声) 公平を期す、研修内容の正しいか、間違いというのは議長がまとめて書いていただくという方向ですよな、今の話は。 そして、各議員は所感ですよな。思ったこと、だから、それでページ数は必要ないん違うかなと。私の考えは。 だから、もう1行でもよろしいし、任せます。議長のとおりですって、そういうものもあると思いますので、でも、それはもうページ数を限定するとか。</p>

宮嶋委員長	<p>はい、分かりました。</p> <p>ただ目安ですので、何かこんだけ書けとか言うてるんじゃないくて、目安があったほうが書きやすいかなと思って言うただけですので、ただ、やっぱり行って、一日勉強してくるわけですから、1行ということはあまり考えられないんで。</p>
山本委員	<p>言いましたやん、議長が書いてくれるものは閲覧するんでしょう、まずみんなに。だから、それでいいじゃないですか。今の話では議長ということになってるから言ってるので。</p>
宮嶋委員長	<p>まず、全員が書くということは、それはよろしいですね。まず確認しておきます。それはよろしいですね。書く中身については感想、何を学んだのか、さらにそれから進んで書く場合もあるでしょうけれども、そのことを書いてもらおうと。分量的には、それぞれの判断でありますけども、A4、1枚程度、その部分までと、1枚書けということじゃなくて1枚程度ぐらいということにしておきたいと思いますが。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>ちょっとこれ、恥ずかしい話だけど、参考までに話します。</p> <p>精華町議会の場合も20年前ぐらい、2行でした。「よかった。参考にしたい」と、あったんです、実際にこれ、レポートとして。誰とは言いませんが、あったんですよ。もう今、現職ではないですよ。過去の方ですけども、あったんです。それはやめてほしいと本人にも言いましたが、中身のある。</p>
山本委員	<p>やめてほしいとか言うのを限定せずに。</p>
佐々木副委員長	<p>いや、それはやっぱり政治家としての責任は果たせてないので、少なくとも、中身のあるレポートにしてほしいと思います。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、分かりました。それは皆さんの良識でお願いしたいと思いますが、それで、もう一つはそれをまとめる役なんです。</p> <p>これ、議運の委員会で行く研修ではないので、先ほど佐々木さんが言われましたように、議会として、議会8人が対象の研修ですので、その点で言えば、議長または副議長に最終のところはお願いできたらなというふうに思うんですが。</p> <p>(賛成の声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>よろしいですか。基本は議長と、副議長さんもお手伝いいただけるようにということで、じゃ、そういうふうにさせていただきます。よろしく願いいたします。 そうしましたら、じゃ、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>今、研修報告のほうを決めていただいたんですけども、先に各委員の皆様には、研修に当たっての質問をあらかじめ出してほしいということでお願いをしておりました。それが、取りまとめたものをフェニックスのほうに送っておるんですけども、それを取りまとめた質問のほうをここで配付させていただきたいというふうに思います。 特に説明等ございませんので、確認しておいていただけたらというふうに思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、今配付いただきました質問事項も、これは相手さんのところへもう既に伝わってるということですので、これを踏まえて、当日よろしく願いをいたします。 そうしましたら、次に、その他の2点目であります。 組合議会事務職員の配置について説明があるとのことですので、事務局から説明いただきます。 武田さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>それでは、組合議会の事務職員の配置について、事務局よりご説明申し上げます。 本件につきましては、これまでの一般質問などでもご指摘をいただいていた内容でもございまして、改めましてその取扱いについて整理をしていきたいというふうに考えております。 議会の事務局の設置及び議会の職員について、地方自治法第138条第2項において「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」、第4項には「事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他職員を置く」、第6項には「事務局長、書記長、書記その他常勤の職員の定数は、条例でこれを定める」と規定がなされております。 その上で、条例による定数の定めがなされていないのは不適切ではないかなどとご指摘をいただいていたところでございます。 そこで、現在検討している内容といたしましては、地方自治法第180条の3の規定及び行政実例から、議会との協議を経て、管理者の事務部局の職員2名を議会の職員と兼ねさせる方向で検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご意見等ございましたらお願いしたいというところでございます。 以上でございます。</p>

宮嶋委員長	<p>今説明がありました、何かご質問はよろしいですか。ご意見あれば、併せてお願いをいたします。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>基本的にはいいと思うんですけど、その具体的スケジュールとか、中身の体制というのはどういうことなんですか。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、武田さん。</p>
武田総務課長心得	<p>具体的なスケジュールといたしましては、これらの法に基づきまして、先ほども説明をいたしました、法に基づいて協議が必要ということになってございます。したがって、協議が調いますと、次の定例会に関係する議案を提案するというところで考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、よろしいですか。</p> <p>特にないようでしたら、今説明がありましたような議会事務職員の配置について、次回定例会で関係する規定を提案したいということですので、よろしく願いいたします。</p> <p>じゃ、最後です。次回の議会運営委員会の日程を定めたいというふうに思います。</p> <p>これまでの議論の進捗状況や残る申し送り事項の整理などを考えますと、11月定例会に係る議会運営委員会までに少なくとも一度は開催してはどうかというふうに思います。</p> <p>ついては、8月の中旬から下旬にかけて開催してはどうかと考えておりますが、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>それで、8月の中旬から下旬といえますのは、それぞれの議会の日程等もありますので、一定事務局のほうで確認はいただいております。具体的に申し上げますと、議会の予定がないということで、8月19日月曜日、8月22日木曜日、8月28日水曜日などが中・下旬のところで今スケジュールが入っていません。さらに言うならば、お盆の時期も、13日、14日、15日なども入っておりますが、ただ個人的な予定などもおありかと思っておりますので、もしよろしければ8月19日、8月22日、8月28日で、もう既にこの日は困るというのがありましたら申し出ていただいて、特になければこの中で決めていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、山本さん。</p>
山本委員	<p>私、8月19日は用が入っています。そして、これはあと用事入ったときは、また追加で連絡させてもらってもよろしいですか。</p>

宮嶋委員長	できたら今日ここで決めて、できるだけその日は予定が入らないようにしていただく努力をお願いしたいなと思うんですが。
山本委員	そしたら、午前中、午後とかの指定は。
宮嶋委員長	もちろんそうですね、それも言うていただいたらいいんですが、今、山本さんは19日が。
山本委員	もうこれ一日中、駄目です。
宮嶋委員長	一日駄目ということですね、はい。 はい、松井さん。
松井事務局長	ちょっと22日につきましては、午前中のみ、12時まで、午後からちょっとこちらのほうで事務のほうの関係がございまして、22日の木曜日は午前中に、12時までに限るといってほしいと思います。
宮嶋委員長	<p>はい。ほかの方でそれぞれ今、日程等がおありの方ございませんか。22日であれば午前中、28日は午前、午後も可能ですが、今までのことでは、できたら午前中にとは思うんですが。よろしいですか、精華町のほう。22日やったら。</p> <p>(比較的間違いないの声)</p> <p>じゃ、ほか、特にならなければ、22日の午前9時半からお昼までということできせてもらうということを確認してよろしいでしょうか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>じゃ、次回議会運営委員会は8月22日、いつものように9時半からというふうにさせていただきます。</p> <p>それで、内容については、今日の前半で議論したことを踏まえて議論をするんですが、前から言うてます役員改選時期についての取決め、議長、副議長、議運の正副などの取決めをどういうルールでやっていくかということも議論したいし、議会としての広報広聴、それからDXについても議論をしたいと思うんですが、8月のときに全部一</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>遍にできるとは思いませんので、またその時点ですが、何か皆さんから改めて、この改選時期とか、広報広聴だとか、DXだとかの議論で踏まえとかなあかんようなことはありますでしょうか。それと、前に確認した何を議論するのかという点では、改めて何か文書のようなものが必要でしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今回、いろいろ課題、論点整理ということでやったが、これほど詰めて議運で議論しなければいけないかという点を、今回も含めて、ちょっと疑問に思うようになりました。議論を深めて少しでも思っていました。今日の流れを見ますと、ここまで議運で議論しなければいけないかなとふと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただこれ、前回からの引継ぎがありまして、そこでそれぞれ議員のほうで出てきていただいて、議員のほうで確認をして、それぞれ市町でもこういう継続案件がありますよということはお伝えいただいてたかというふうに思いますので、一定の整理はやっぱりする必要があるということで議論していますので、ちょっとそこはご理解をいただきたいと思うんですが。</p> <p>はい、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>論点の整理が必要というのは理解します。</p> <p>しかし、これを度々開催して、いついつまでに、例えばこの私たち2年の任期の間で決めなければいけないとか、何かだんだん私、強迫観念を感じるようになってきましてね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、2年間のサイクルは変わりませんので、2年間で一定のめどを立てましよう、もちろん議論した結果としてまとまらないということもあるわけですけども。</p>
<p>山本委員</p>	<p>それは大前提だと思いますよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それをしましようということでスタートしたんですから、やはり。</p>
<p>山本委員</p>	<p>まとめましようという方向へ変わってきたでしょう。</p>

宮嶋委員長	<p>まとめましょうという方向、いや議論する以上は、やはり何らかの前向きな結論が出ないと、議論はしましたけど、それは意見が一致しなかったから、それで終わりですと言うたら、その次にこの議論をもし必要だというときに、じゃ、どこまで到達したんかとかいうことになって、また一からみたいな話ではあかんので、そこは議論を踏まえての到達点なり整理というのは必要なんじゃないでしょうかね。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>時代背景もあります。今の時代でどこまで到達するかというのは必要だと思いますけれども、それは各個人によって意見が違います。到達があるという意見の人もあれば、ここまでは到達しなければいけないのかなという意見の方もあります。その中で、初めは議論を進め、合意をできるだけ得ようという形でしてありますが、合意しなければならないという方向性ではなかったと思うんですよ、大切にね、議論が。だから、そういうものの中でだんだんだんだん合意して、到達点はある程度決めて、そこへ向かって進んでいく。何か先ほども言いましたようにだんだんだんだん強迫観念が出てきまして、自由な議論ができなくなってきまして。だから議論は必要です。どんどん深めていったらいいんですよ。しかし、決める必要はないと思うんですよ。</p>
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木副委員長	今から決めていく必要がないという結論を持つてること自身がおかしい話でしょう。議会制民主主義というのは。
山本委員	おかしいというのは。
佐々木副委員長	ちょっと待ってください。発言中です。
山本委員	おかしいとか決めつけないでください。
宮嶋委員長	山本さん、ちょっと待ってください。
佐々木副委員長	<p>発言中です。いいですか。</p> <p>ちょっとそういう誤解のある発言はやめてくださいね。</p> <p>議会制民主主義というのは、話し合った結果、何かを決める、もし</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>くは決めないもあり得るわけですよ、それは。だから、初めから全部が結論に達するかどうかというのは、それは分かりません。分からないけども、上がってくるテーマというのは、今うちの議会について検討が必要だから上がってきてるわけで確認されてるわけですよ。ちょっと考えようということが確認されてるわけです。首振られたら困るんだけど。それはもうこの議会の委員会で、前からの引継ぎも含めて何度も確認をしてきたので、それは、ちょっと後戻りはちょっと困るなという気がしてるのが1点と。</p> <p>別に、何遍も申し上げますけども、白か黒か、ゼロか100かという話をしようとは一切思っていないわけです。だから、休憩中に言ってきましたけども、非常時対応についても、私は専決処分が絶対あってはいけないということを言っていない。ただし、無制限に議会が無責任になって何でもかんでも専決というのは、これは間違いです。だから、必要な範囲で、うちも第180条専決委任をやっている、そういう必要な範囲で議案になる程度の案件が出てきた場合に、ある程度制約をつけながら、それは専決を委任するということは議会の意思としてあり得るわけだからそこまで否定はしないんですが、ルールがないと、それはゼロか100かという話になっちゃいますよ。そんな乱暴な議論をする気は一切ありません。</p> <p>その上で、要するに前向きに転がしていく上で、結論を得るかどうか分からないけども、少なくとも今の課題をどういう方向で改善するかという意見は、皆さんの知恵を集めてやる必要があると思ってるんです。それは強迫かどうかじゃなしに、それは必要だからテーマになってるんだから、その必要なテーマをどういうふうに導いていくのかというのは、だから、これが必ずしも条例になるとかルールにならなくても、例えば運用上の工夫をしようとかいうことだってあり得るわけだから、そこは前向きな意見を出してもらったら、みんなうまくいくんじゃないかと思しますので、現瞬間で必要性の議論するのは、基本的にはもう終わった話だと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん、よろしいですか。何かご意見ありますか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>必要性がある、ないも個人の意見ですから、必要性があるという前提で、決めなければならないというところにすぐ結びつけるというのが大変、私の個人的な意見として。そしたら、結論を得なければ議論する必要がないとか、そういう考えではね。議論をして、先ほども言っておられたように、結論は得られないんだというのもあります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。じゃ、もう一度整理しますけども、今こういう課題があると、それは、その中で6つの課題が提案されて、その課題についてはみんなが了解をした、その課題があるということは了解した。</p>

山本委員	そう、了解しました。
宮嶋委員長	だから、その課題をどういうふうに、この環境施設組合議会でその課題について議論できるのか、また、そこから一步踏み出せるのかということやってるわけですから、その中で皆さんの合意の下に進めるということですから、何もこれをこうしなければならないというふうなことを言ってるわけやない。みんなの議論の中でこういう課題がありますねということ出てきたものを、ただ、それは前回、この我々がやっているその前の議論の継承ですからね。我々は、2年終わったら、次の委員の皆さんも前回議論してきたものを踏まえて続きを議論してもらわなあかんわけですよ。また新たなものが出てくるかも分からん。だから、そのためには議論をしたものをきちんと残しておかないと、何をしてきたのか。
山本委員	けど、継承というのはちょっと少し、あれですよ。
宮嶋委員長	だからもちろん、じゃ、この2年終わって、この議論はこれで終わりですと確認することもあるでしょうし。
山本委員	そうそう、継承するという確認でもいいわけです。今の我々が次の人に継承しなければいけないという決めつけは。
宮嶋委員長	だから、継承というのは失礼、正しく言うと、何を議論してきたかということきちっと残すということが必要ですよ。
山本委員	そうです。
宮嶋委員長	<p>そういうことをご理解いただいて、何かしなければならぬという、何かそういう強迫観念と言われましたけど、そういうものではありませんので。やる間隔も、今日は7月ですけど、8月、その前は5月でしたから、それぞれ市町の議会の影響のない範囲で皆さんと話し合いとか、議会運営委員会を開かせてもらってるので、そんな負担になるようなものではないというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>じゃ、特別なければ、これで今日は終わりたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>そうしましたら、長時間ご議論をいただきましてありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 2 2)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;"><u>委員長</u> _____</p>